

津市下水道排水設備指定工事店審査委員会要綱

平成 2 7 年 4 月 3 0 日上下水道事業訓第 2 号

改正 令和 2 年 3 月 3 1 日上下水道事業訓第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、津市下水道排水設備指定工事店審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には上下水道事業局長を、副委員長には上下水道事業局次長をもって充てる。

3 委員には、上下水道事業局下水道工務課長及び上下水道事業局下水道施設課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 5 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(回議による審査)

第 6 条 委員長は、特別な理由により委員会の会議を開くことができないときは、審査に付する議案を委員に回議してその審査に代えることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、上下水道事業局下水道工務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日上下水道事業訓第2号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。